

生殖補助医療の法案の早期成立の要望書

令和2年11月30日

衆議院 法務委員会 各委員の皆様

NPO 法人 Fine～現在・過去・未来の不妊体験者を支援する会～

理事長 松本亜樹子 URL: <https://j-fine.jp/>

〒135-0042 東京都江東区木場 6-11-5 サニーコーポ・K201 号室

私ども NPO 法人 Fine (ファイン) は、不妊体験をもつ当事者によるセルフ・サポートグループです。2004 年の発足以来、私ども Fine のもとには 14 万人もの不妊当事者の声が届けられ、当事者またその周囲の方々からの応援をいただきながら、不妊患者が安心して受けられる環境づくり等のためにさまざまな活動を行なっております。

【要望】

「生殖補助医療の提供及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案」につきまして、私どもは不妊当事者として、同じ当事者のために早期の成立を望みます。

現在、日本は生殖補助医療に関する法整備がなされていないため、患者には多くのリスクや負担、デメリットがあります。これに対して「生殖補助医療ガイドラインの整備と第三者機関による医療機関の審査等、チェック体制の確立」「不妊の啓発や相談体制整備」などを私どもは要望しており、その実現のためにはこの法案の成立が必要です。また、先進諸国では早くから法整備がなされているのに、日本ではまだ法整備がなされていないまま国内外で代理出産や第三者から精子や卵子の提供を受けて子をもうける人が増えつつあり、法整備は急務と言えます。

◆法整備がなされていないことによる患者のリスクや負担、デメリット（抜粋）

- ・生殖補助医療の提供過程において何らかのトラブルがあった場合、その責任の所在が法で定められていないため、リスクはすべて患者が自己責任で負わなくてはならない可能性がある。
- ・第三者から提供された精子で妊娠・出産した場合の親子関係の定めがないため、出産後に父親が認知を拒み子どもの立場が非常に不安定になるケースが発生している。
- ・精子の売買や無償提供がアンダーグラウンドで行なわれており被害を受けている人も多い。
- ・第三者から提供された卵子による生殖補助医療を受ける目的で渡航し、多額な費用をかけても、卵子提供が受けられないケースや、出産に結びつかないケースが発生している。
- ・不妊専門の医療機関の技術力や設備力には格差があるにも関わらず、治療成績等の情報開示が不十分であり、不妊当事者は医療機関を選ぶ基準がなく暗中模索の中で選択を迫られながら治療を受けている。
- ・医療や医療機関の国が定める基準がないため、中には不必要な治療や薬剤の使用、または成功率の低い治療法を繰り返されることによって当事者に身体的な負担を及ぼし、貴重な妊孕期間が失われている。
- ・不妊や不妊治療に対する社会の無知、偏見により、当事者は周囲に話せず孤立する人が多く、中には周囲に相談できず「不妊うつ」になる人が増えているなどの精神的負担がある。

上記のことは、厚生労働省等にも要望書を提出しておりますが、この法案が成立しなければ、法律に基づいた不妊治療の環境整備等の実施に至らないと考えられます。

不妊治療は年齢が若いほど早期に妊娠する可能性が高いため、患者は 1 日 1 日の時間との闘いです。現在、リスクや負担を抱えながら不妊治療を行なっている患者と未来の不妊患者のためにも、この法案を成立させていただき、日本における生殖補助医療の法整備の第一歩としていただけますことを、切にお願い申し上げます。